四　前三号に掲げるもののほか、電磁的記録として記録された情報の電磁的方法による提供に必要な電気通信設備（第一号イ、第二号イ又は前号イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。）

三　前二号に掲げるもののほか、電磁的記録として記録された情報の電磁的方法による提供に必要な電気通信設備（第一号イ又は前号イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。）

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○総務省令第二十七号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十七号）及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一、別表第二及び別表第四の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

総務大臣　野田　聖子

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務）	（法別表第一の総務省令で定める事務）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［2～10　略］	［2～10　同上］
11　法別表第一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	11　法別表第一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十二　略］	［一～十二　同上］
十三　金融商品取引法第六十六条の五十の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	［新設］
十四　金融商品取引法第六十六条の五十四第一項又は第六十六条の六十一第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	［新設］
十五～四十四　［略］	十三～四十二　［同上］
［12～86　略］	［12～86　同上］
87　法別表第一の七十の項の総務省令で定める事務は、特定就職困難者コース助成金、障害者トライアルコース助成金、障害者雇用安定助成金、障害者職業能力開発コース助成金若しくは職業訓練受講給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。	87　法別表第一の七十の項の総務省令で定める事務は、特定就職困難者コース助成金、障害者トライアルコース助成金、障害者雇用促進等助成金、障害者職業能力開発助成金若しくは職業訓練受講給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。
［88～96　略］	［88～96　同上］
97　法別表第一の七十三の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	97　法別表第一の七十三の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三十三　略］	［一～三十三　同上］
三十四　国民健康保険法第七十六条第一項若しくは第二項の保険料の徴収又は同条第三項の保険料の賦課の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の確認のために必要となるその者に関する同法第百十三条の三第一項第一号の情報の収集又は整理に関する事務であって国民健康保険組合に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの	三十四　国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する同法第百十三条の三第一項第一号の情報の収集又は整理に関する事務であって国民健康保険組合に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの
［三十五～四十七　略］	［三十五～四十七　同上］
98　法別表第一の七十三の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	98　法別表第一の七十三の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　略］	［一～五　同上］
六　国民健康保険法第七十六条第二項の保険料の徴収又は同条第三項の保険料の賦課の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	六　国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
［七　略］	［七　同上］